



島根県報

平成20年12月2日（火）

第2,040号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成20年度島根県准看護師試験の実施	（医 療 対 策 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	5
都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（ " ）	6

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文 化 財 課）	6
---------------	-----------	---

告 示**島根県告示第935号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成20年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成21年2月13日（金） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158 島根県民会館

浜田市野原町1826の1 島根県立西部総合福祉センター（いわみーる）

3 試験の方法

筆記試験

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成21年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成21年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

6 願書の提出期間等**(1) 提出期間**

平成21年1月5日（月）から平成21年1月16日（金）まで

(2) 受付方法等

受付場所への持参又は郵送による（持参の場合は、受付期間中の午前8時30分から午後5時までとする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。郵送により提出する場合は、書留郵便とし、平成21年1月16日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

(3) 受付場所

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課医事・医療従事者確保グループ

7 提出書類**(1) 受験願書**

- (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定

欄にはり付けたもの)

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成21年3月31日（火）（必着）までに提出がない場合は当該試験を無効とする。）

イ 「5 受験資格」の(5)又は(6)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。ただし、納付された受験手数料は返還しない。）

9 受験票の交付

受験願書を受理した者には、受理後2週間以内に受験票を交付する。

10 合格発表

平成21年3月13日（金）午前9時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分より島根県医療対策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

11 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、修業又は卒業見込みで受験した者については、平成21年3月31日（火）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

12 その他

(1) 受験に必要な書類は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。願書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

(2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年1月16日（金）までに島根県健康福祉部医療対策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(3) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療対策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第936号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町川戸801(次の図に示す部分に限る。)、801-1から801-3まで、802、803、804・805（以上2筆次の図に示す部分に限る。）、809-1、809-2、809-3・810（以上2筆次の図に示す部分に限る。）、910-1、910-5（次の図に示す部分に限る。）、910-8から910-11まで、910-15、911-1、911-2、911-3（次の図に示す部分に限る。）、911-4、911-5、911-9

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第937号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町溪村1504-2、1505、1511

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津和野町溪村1504-2、1511

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第938号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

雲南市木次町山方1128番16

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

28.70メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、境界標（金属プレート版、コンクリート杭及び合成樹脂杭）、L型側溝及び境界ブロックによ

り標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成20年11月21日 第3号

備考

別紙図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種別

基本測量（基盤地図情報作成作業）

2 作業期間

平成20年12月3日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

松江市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

仁多都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

仁多郡奥出雲町三成

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び奥出雲町役場

4 縦覧期間

平成20年12月2日から平成20年12月16日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
横田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
仁多郡奥出雲町横田、下横田、稲原及び中村地内
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び奥出雲町役場
- 4 縦覧期間
平成20年12月2日から平成20年12月16日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
邑智郡邑南町和田1051番2～4、1053番2、1053番8、1053番10、1053番11
邑智郡邑南町和田1051番6、1051番7、1053番1、1053番4、1053番6、1053番7、1053番9、1053番12、1053番14、1056番4の一部
面積 35,227.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県広島市西区上天満町3-26
株式会社ツチヨシ産業
代表取締役社長 九十九徹

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第4号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年12月2日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
古文書	安富家文書	15通	益田市乙吉町イ1149	益田市
古文書	周布家文書	5通	益田市乙吉町イ1149	益田市